

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋でございます。今日は質疑の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年の通常国会、六月の二十日でございますが、やはりこの委員会にお邪魔をさせていただきました。議員立法によりまずいじめ防止対策推進法の質疑をさせていただきました。この法律でございますけれども、民主党の中では那谷屋先生、また齋藤先生、また与野党協議の中では柴田先生、この委員会のメンバーでは出席をされた。そうした超党派の議員の立法によりまして、そして国会の成立でございますけれども、あの参議院選前の委員会でございますので、政局模様になりつつある中、六月二十日の衆議院の本会議で上がった法律をすぐ六月二十日のこの参議院の文教委員会でも審議をいただきました。当時の水落筆頭理事、また民主党の林久美子理事、そして何よりも丸山委員長の下に、六月の二十一日の本会議に

上げることができたと。二十二日以降はもう国会はほぼ止まりましたので、まさに子供たちを救う御判断を皆様にいただいたことは、心より敬意を表させていただきます。

その上で、この度の閣法の地教行法の改正でございますけれども、この大津のいじめの自死事件、今日はあちらに御遺族の方が傍聴にいらしておりますけれども、それが一つの大きな立法事実、いじめを始めとする子供たちの命に関わる残念ながら教育委員会や学校の不適切な対応というものが社会的な事実としてあった、それを解決するため立法であるというふうな御説明がいただいているところでございます。

ただ、残念ながら、私、先日、決算委員会の方で下村大臣、あと文科省の皆さんに御質問させていただいたんですけれども、今なお残念なぐらいいじめの自殺が止まらず、また残念ながら教育委員会を始めとする遺族の二次被害の問題というものが続いているところでございます。立法者の一人としては、実はきちんとした対策をしていただければそうした子供の自殺あるいは遺族の二次被害というものはとにかく防げるのではないかと、そういう確信の下で、実は、また御質問させていただきましたけれども、世界でももう随一のいじめ対策法を作らせていただいたというふうに思っているんですけれども、是非、文科省の方は、しっかり

とした制度の正しい理解の周知に努めていただきたいと思います。

本日は、そうした閣法に盛り込まれております地教法の改正事項が、既に成立しております、執行されています。いじめの法律の中で、よりどのようないじめの法律を機能化あらしめていただきたるものなのかどうかということについて質疑をさせていただきます。

初めに、下村大臣に伺わせていただきたいと思います。

この度の改正法の中で総合教育会議を設置した究極の趣旨、目的などでございますけれども、今まで国会質疑の中などでこの教育会議の設置理由として、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するというふうにおっしゃっております。ただ、更に掘り下げなければいけないのは、いかなる連携により、いかなる民意の反映の確保により、いかなる、どのような教育行政の推進を目指されているかということでございます。

大臣、四月二十五日の衆議院の文科委員会でございますけれども、大臣の御答弁の中にこの改正の趣旨として、大津のような問題は今までの制度で解決できるということであれば、この抜本的な改革案を今国会に出す意味はないわけでございます、今国会へ出しているというのは、当然、そう

いう問題を構造的な問題として捉え、解決するためにもそもそも法案を出している前提があるというふうな趣旨の御認識を示されております。そして、この改正法の目的というのは、子供の不幸を少しでもなくしていくことというふうに述べられているところでございます。

そうしますと、一層の民意の反映と言ったときこの民意の意味でございますが、つまるところ、その民意というのは当事者としての民意、つまりいじめの被害者やその保護者ですね、いじめを受けたお子さんやその保護者、つまりいじめにより傷つけられ失われた尊厳の救済、つまりその尊厳を保持、回復することと同時に、また、この当事者以外の市民や住民の方々がそうした残念な、あつてはならないいじめの事案、あるいはあつてはならない教育関係者等の対応に対して、本来はこうあるべきだと共感し妥当と受け止めるであろう当然の社会的な通念、そうしたものがこの民意ということであると理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） まず、今、小西委員から御指摘がありました、あの昨年の通常国会でいじめ防止対策推進法、まさに超党派の議員立法で、非常に会期末成案が危ぶまれるような状況がありました、各党がそれぞれ努力をさせていただいて法案成立をいただいたことに対して感謝申し上げます。

それを受けて、文部科学省としても基本方針を定め、また各自治体においても条例等を制定してもらうことによつて、もちろん学校現場は当然ですが、しっかりと対応できるようなことについて、この法律が制定されたことによつて大きく前進したのではないかと思います。

今回の地教法の改正ですが、これはきつかけはおっしゃるとおり、あの大津市におけるいじめ事件であります、これだけではなくて、基本的にはやはり教育委員会そのものが戦後構造的ないろんな問題点があるということが、大津だけでなくほかの部分でも、ほかの自治体においても指摘されたところでもありまして、そういう抜本改革をしていく必要があるのではないかと位置付けの中で、教育委員会が責任ある迅速で的確な対応をするための制度設計をどうするかということについて、これはいじめ問題以外においても対応していくという必要があるという認識の下で改正案を出させていただいているわけでございます。

今回の改正によりまして、御指摘の民意を代表する首長が総合教育会議を開催し、教育委員会と対策についても議論することが可能とするような制度設計をすることによりまして、このいじめ事件のようなそういうことに対して迅速な危機管理体制の構築を図るということも的確にできるのではないかと考えております。

○小西洋之君 済みません、ちよつと少し明確にいただけなかったかもしれないので、重ねて伺いますけれども、民意の反映というふうに趣旨を述べられておりますが、改正の趣旨を。その民意というのは第一条の四の第二号でございますけれども、まさに子供の命、身体に被害が生じる、あるいはそのおそれ、今いじめに限った御議論を申し上げさせていただいておりますけれども、そうした当事者の思いが、残念ながらもはいじめによつて死に追い込まれてしまった子供、また第二は、そういう本当にこの上ない悲惨を受けたにもかかわらず残念ながら適切な対応を教育委員会等が取らなかったために受けてしまった二次被害、そうしたものを二度と起こしていかない、つまり、そうした当事者のそういう尊厳を保持、回復するという意味での当事者の民意というのは間違いないと含まれているというふうに解してよろしいでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） これは、いじめ防止対策推進法という一つのことに絞った法律ということではなくて、教育委員会制度の抜本改革でありますから、必ずしもそれだけを対象にした法案ではありませんが、民意ができるだけ反映できるようにするという仕組みとしての、いじめ問題についても緊急対応ができるという意味での総合教育会議を設置したということもありますし、今まで

よりもよりの確に反映できるような、そういう制度設計としての教育委員会制度改革であるというふうに考えております。

○小西洋之君 済みません、ちよつと一番大事なところですので重ねて伺いますけれども、第十一条の八項ですね、教育長が子供の教育を受ける権利の保障に万全を期すと、そういうことをあえてまた明文で入れておりますけれども、もちろん、日本国憲法あるいは教育基本法からある教育の一番の目的そのものでございますけれども、子供たちの教育の受ける権利というものを十全に保障していく、全ての教育に関する法制度はそのためにあるんだというふうに当然理解されるわけですけれども。

その中で、あえてこの総合教育会議を設け、かつ、第二号を設けて、申し訳ございません、最後に後で教育委員会制度全体の改革の御質問もさせていただきますので、前半はいじめの話に特化でお願いしたいんですけれども、そういう当事者の民意で、今までまず十分対処されなかった当事者の民意に対して適切にそれは対処していく。もちろん、当事者だけの、被害者だけでなく、それは加害者も当然です、それはもう当然のことですけれども、少なくとも被害者の民意というのは、民意の一層の反映という改正趣旨の中には当然含まれているという解釈でよろしいでしょうか。

うか。

○国務大臣（下村博文君） 第十一条の第八項、「教育長は、」ちよつと間を抜いて、「第一条の二に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。」ということとでありまして、必ずしも被害者に特化しているということではありませんが、幅広く、当然これは、児童生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期すという中には、できるだけ関係者の方々の意見も十分反映させるということは当然入っていることだと思います。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今大臣は十一条八項の教育長の、教育を受ける権利の趣旨について答弁をいただいて、その中には、幅広いという意味も含めて当然被害者、当事者の立場、民意というのが入ると。その教育長が参画するのが総合教育会議でございますので、その議題事項である第二号には講ずべき措置、第一条の四の二号には当然その被害者の民意というのが含まれるというふうに解させていただきます。では、更にちよつともう少し具体的に質問をさせていただきますかと思っておりますけれども、今般の法改正でございますけれども、既にある特別法であるいじめ防止対策推進法をより機能あらしめる

ためにもある立法だというふうに理解をさせていただいておりますけれども、文科省に伺わせていただきますが、いじめ防止対策推進法で措置されていますがいじめの対策、そのいじめ対策の法律の規定事項、あるいは、大変失礼いたしました、下村大臣とあと上野政務官のお力によって法律の趣旨を本当に適切に反映していただいた、より具体的に、よりすばらしく反映していただいた国の基本方針を昨年十月にお作りいただきました。そうした国の基本方針、あるいは法律の成立時に成立している附帯決議があるんですけれども。

この法律の概要のポンチ絵を今配らせていただいておりますけど、一枚おめくりいただきました。法律の附帯決議が付けられております。法制度全体の運用に係るような重要な部分に下線を引かせていただいておりますけれども、例えば右のページの三という、これ参議院の附帯決議でございますけれども、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるように留意するというような言葉でしたり、あるいは左の五、これ衆議院でございますけれども、重大事態への対処に対しては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときには適切かつ真摯に対応するといったような、制度運用全体に係るようなその理念が規定されているところでございます。

繰り返しですけれども、法律、国の基本方針、

こうした附帯決議にうたわれている地方行政が関わるようなそのいじめの対策、その趣旨というのは、この今回の法改正の中にも当然に適用があるというふうに解してよろしいでしょうか、文科省。○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。総合教育会議につきましては、首長と教育委員会という執行機関同士の協議及び調整の場という位置付けのものでございまして、委員御指摘のいじめの対応等におきましても、いじめ防止対策法に基づき対応が行われるよう適切に活用されるものと考えております。

さらに、御指摘いただきましたこの法律の施行に合わせて決議されました附帯決議、あるいはこの法律の立て付けに基づきまして制定いたしましたいじめ防止基本方針につきましても、総合教育会議の運用に当たりましては当然踏まえるべきものと考えております。

○小西洋之君 答弁ありがとうございます。

審議官、今お手元のこの附帯決議のページで、必ずしもダイレクトに地方行政、教育行政に係るものではないとも思われるので、この衆参の附帯決議の中であえて必ずしもダイレクトではない、係るものではないかなと思われるもの、つまり逆に言えばそれ以外は全部この趣旨が及ぶということですけど、ちよつと挙げていただけますでしょうか。

○政府参考人(義本博司君) 例えばでございますが、参議院の附帯決議の二号で、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切に対策が講じられるよう努めること、あるいは同じ附帯決議の四号におきまして、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見が反映されるよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講じることなどについては、主に国あるいは一般的に定めたものと理解しております。

○小西洋之君 ありがとうございます。私もおおむねそのような認識だと思っておりますけど、ただ、四号の国の基本方針ですけど、地方の取組が駄目だったらやっぱり国の基本方針を見直す場合もあると思しますので、ここは是非積極的に理解をしていただきたいと思います。

では、更に改正法の内容について確認をさせていただきます。

〔委員長退席、理事二之湯武史君着席〕

第一条の四の二号で、児童生徒の生命あるいは身体に被害が生じた場合の一番最後の言葉ですけれども、「緊急の場合に講ずべき措置」の緊急の

場合というふうな言葉がありますけれども、本日は質疑の機会をいただくに当たって今までの衆参の質疑の議事録を私も目を通させていたいただいたんですけども、この総合教育会議でいじめの事案について扱える事項で、例えば事案の再発防止策、あるいは首長のいじめ法の三十条の再調査の判断というふうなことがありますけど、いわゆる、事件が発生してからしばらく時間がたっているという意味で、切迫した時間概念に必ずしも拘束されないような事項についても、この緊急の場合という条件のところでもう議論ができるということにされておりますけれども、そうすると、この緊急の場合の解釈なんですけれども、言わば本来であれば緊急に対応すべき事象は広く含まれる、分かりやすくかみ砕いて言うと、教育委員会において、これ悪いケースですけれども、本来なすべき重要な措置がなされていないなどの場合も緊急の場合に該当すると解釈してよろしいでしょうか。

○政府参考人(義本博司君) 改正案第一条四の第一項第二号、今委員御指摘いただきました号でございませけれども、いじめ等により「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について総合教育会議で協議、調整を行うことと定めているところでございます。

この「緊急の場合に」でございますが、教育委員会が本来なすべき重要な措置がなされておらず、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じているおそれが継続している場合も含まれていると解釈しております。

○小西洋之君 ありがとうございます。
 ですので、要するに切迫した時間概念に拘束されるわけではなくて、一つの起きた事件をめぐるその後の新たな事態についても広く緊急の場合になるという理解をさせていただきます。

〔理事二之湯武史君退席、理事石井浩郎君着席〕

では、もう一つ、言葉の定義を確認させていただきたいんですけども、「緊急の場合」の上にある、児童生徒等の生命などの被害が生ずるなどの場合等のこの「場合等」という言葉なんですけれども、いじめの法律の第二十八条に重大事態というものを定義しているんですけども、この重大事態の定義には、例えば長期間の欠席、これも重大事態になります。また、生命や身体への被害ではなくて物を取られてしまう、いじめではよくあることですけども、その財物に対する被害なども対象になっております。

そうした、いじめの法律では非常な特別の調査とあと再発防止をしなければいけない重大な事態であるというふうに認識をしているんですけど

も、この「場合等」というのは、必ずしも生命、身体に限らないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。
 第一条四第一項第二号に規定する「等の緊急の場合」ということにつきましては、児童生徒の生命又は身体の保護に類するような緊急事態を想定しておりまして、例えばいじめにより児童生徒が長期間の欠席を余儀なくされている場合や、いじめにより児童生徒の財産への被害が生じている場合など、いじめ防止対策推進法第二十八条の重大事態の場合には該当し得ると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。
 実際、その法律が成立された後の、これ、広島県のある市のケースなんですけれども、長期間の欠席が続いているんですけども法律に基づいた対策がなされない、あるいはようやく、二十八条の組織です、重大事態のときの教育委員会に置く附属機関、第三者委員会ですけれども、それがようやく設置されたんですけども、それも、いじめの法律に規定されている被害者に対する説明ですとか、あるいは被害者の意向を踏まえるといった、そうしたことが全くなされずに行われているですとか、まさに残念ながら教育委員会がきちんと機能しない場合。

私は、教育はやはり教育委員会が一義的に所管

していることとございますので、まずはもう教育委員会にしっかりと頑張っていたかなければいけない。それが何より、まさに子供たちは教育の現場におりますので、首長部局にいるわけではありませんで、やはり学校や教育委員会というのがしっかりといただかなきゃいけないというんですけれども、まさにそういう緊急の場合、非常の場合にはこの総合教育会議などでもしっかりと議論をしていただきたというふうに考えます。

では、今答弁いただきましたこの「場合等」なんですけれども、どういう場合がこの場合等になるのか。もっと言うと、この二号の対象事項というのは何か、あるいはその一号の対象事項も含めですけれども、いじめについても、この一号について、いじめの政策などは対象事項になりますので、そうしたものについて分かりやすいガイドラインのようなものを定めるといったことはございますでしょうか。

○政府参考人(義本博司君) 総合教育会議におけます協議事項などにつきましては、改正案の内容や運用の在り方につきまして、この国会の御審議の中で慎重に議論され、確認がされてきたところでございます。

今御指摘ありました長期欠席や財産への侵害の問題も含めまして、こうした重要事項につきましては、法案が成立した場合におきましては、施行

通知や説明会等におきまして丁寧に周知してまいりたいと考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、今そういう法が成立した後に具体的な分りやすい整理を現場にお届けするという事なんですけれども、そうした一定の基準、定めた、をいただくんですけれども、さらにもう一つ確認すべき問題があるというふうに思います。つまり、どういふ場合がこの招集の対象のケースに法律上なるということが整備されても、実際に首長がこの会議を招集、適切にしてくれるかどうかということとを話していく必要があるかと思えます。

例えばなんですけれども、この二号の要件には該当するんだけど、なぜか首長が招集しない場合、あるいは、いじめの法律では、第二十八条の重大事態に該当した場合は、仮にその重大事態がこの二号に該当するということになれば、二十八条の後の三十条の規定によって、重大事態が発生したことを教育委員会は首長に報告義務が、委員会でも何度か取り上げられていますけど、報告義務があるんですけれども、そもそも、そういう二十八条の重大事態に至らないような事案ですね、首長に報告されないような場合は首長はそれをどうやって把握するのか。あるいは、その二号の要件に該当するかどうか首長が判断に迷うような場合もあるかと思えます。

そうしたときに、先ほど冒頭に確認をさせていただいたこと、あと二つ目の質問でも確認をさせていただいたこと、一層の民意の反映と、あとこの特別法であるいじめの法律の中で、被害者に寄り添った対策、あるいは被害者からの要請の真摯なるその対処ということが規範として位置付けられております。

そうすると、首長が招集をするかどうかという判断のために、被害者あるいはその遺族から会議の招集を首長に申し立てる、そうしたようなことが一般的に認められるべきだというふうに運用として考えますが、文科省、見解いかがでしょうか。

○政府参考人(義本博司君) いじめによる重大事態の対処に当たりましては、いじめを受けた児童生徒やその保護者から申立てがあったときには、適切かつ真摯に対応すること、これはさつき委員御指摘の衆議院の附帯決議で盛り込まれたこととございますので、この点は重要だと考えております。

総合教育会議を招集するかどうかにつきましては、第一条の四第三項によりまして首長が判断するものがございますが、首長が招集するに当たりましては、被害者遺族からの申立てにより招集を判断する場合もあり得ると考えております。

○小西洋之君 是非そうした運用を、申し上げましたように、私は、まず学校と教育委員会にもう

頑張っていたら、こういう不適切な対応が総合教育会議などで議論をされる必要がないように是非していただきたいんですけども、実は残念ながら、そうしたことが今なお、いじめの法律だけで私はいじめ対策というのは十分完結するだけの内容を盛り込んでいると思うんですけども、十分機能していないところありますので、この総合教育会議の招集に当たって、いじめの被害者あるいは当事者からの申立てを受けて、もちろん招集するかどうかは首長の専断的な判断事項ではございますけれども、そうした運用を一般化していただきたいと思えます。

その関連でちょっと御紹介させていただきたいと思うんですけども、下村大臣の下でお作りいただいた国の基本方針なんですけれども、重大事態と思われるようなケースが起きた場合に、学校や教育委員会は重大事態ではないと思うと。ただ、いじめを受けた当事者や保護者の方が、これは重大事態だというふうに思った場合、二十六ページにこういう記述がございます。「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。」と。

こういうのが、まさにこういう具体的な、被害

者に寄り添った、あるいは真摯な要請に対処するということが具体的に書かれておりますので、是非この趣旨を参酌して、首長への会議の招集のプロセスにおいてもこうした運用を是非一般的に認めて広めるように文科省も力を尽くしていただきたいというふうに思います。

では、更に質問を重ねさせていただきます。もう少し言葉の定義でございませけれども、結果、今、「場合等」のケースに、必ずしも生命などに関わらなくても、いじめの法律の重大事態などのケースも入るといような答弁をいただきました。

では、重大事態などのケースが対象になった場合に、それに基づいてこの会議の場で議論をされる、会議の目的でございませけれども、講ずべき措置、何をこの会議として議論をして、役割分担を調整の下にやっていくかということでございませけれども、重大事態への対応については、いじめの法律の二十八条とあと三十条で教育委員会や学校の取組、特に教育委員会の取組がありますけれども、要するに、この二十八条、三十条で教育委員会の求められている取組、それが必ずしもうまくいっていないような場合はこの協議の対象になり、教育委員会がしかるべき対応をその議論の結果として、もちろんやるかやらないかを判断するのは教育委員会ですよ、制度上は、やると。

つまり、二十八条や三十条の教育委員会のいじめの法律で規定されているその対策というのは、この講ずべき措置として総合教育会議の議論の対象に全てなると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。総合教育会議におきましては、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、若しくはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずるべき措置ということにつきまして協議、調整することになっているところでございます。

いじめ防止対策推進法第二十八条に規定する組織によります調査、あるいは同法三十条に規定します首長による再調査等のいじめ防止対策推進法に規定する対処につきましては、第一条の四第一項第二号の講ずべき措置に該当するというふうに考えております。

○小西洋之君 答弁をありがとうございます。

つまり、二十八条、三十条の教育委員会の対応が適切かどうかを議論をしていくと。議論していくに当たっては、先ほど御確認をいただきました被害者に寄り添った対策あるいは真摯な対処、あるいは被害者に法的な説明責任を果たすということとは、教育委員会が、教育委員会や学校が知り得たいじめの事実関係について、かつその調査して

知り得たものについて、被害者への説明責任を全うするということもあのいじめの法律で規定されておりますので、そうしたことがちゃんと図られていくような教育会議の運用をやっていたかどうかと思います。

この教育会議の運用の在り方ですけれども、第九項で会議の運営に関して必要な事項というふうにありますけれども、そうした被害者について十分配慮をした、寄り添った対策あるいはその運営をやっていくというようにことを会議の運営事項として定めることは可能であるということではないでしょうか。

○政府参考人(義本博司君) 今委員御指摘いただきましたいじめ対策防止法二十八条による調査ですとか、あるいは三十条におきます再調査等の対処につきましては、被害者遺族の要望、意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮や説明を行うこと、あるいは被害者に適時適切な情報提供を行うことなど、いじめ対策防止推進法に則した対応を行うことは重要であると認識しているところでございます。

その上で、今御指摘いただきました地教行法の改正の第一条の四、九項の運営の事項でございますが、これは運営の一般的なルール、例えば首長又は教育委員からの協議議題の提示の手続あるいは議事録の作成及び公表、非公開とする議題等の

指針などについて定めることを想定しておりますけれども、いずれにしましても、地方自治体の判断により適切な運営事項を定めものというふうに考えております。

○小西洋之君 いずれにいたしましても、判断で適切なものを定めていいということでございますので、別に否定もされていないということだと思えます。まさに一層の民意を反映するためにわざわざこういう会議体を置く以上は、子供の教育を受ける権利というものを間違いなく担保していくために、こういう会議の運営方針、つまり被害者の意向などに真摯に対応していくと、そういう運営方針を是非いろんな自治体で定めていただきたいと思えます。

では、もう少し、この会議がどのようにいじめの法律を機能あらしめていただけられるのか、確認をさせていただきます。

四月十八日の衆議院の文教委員会での政府参考人の答弁によりますと、いじめが起きた場合の緊急事態、まさに時間的に切迫したときの緊急的なこの会議の対応として、学校や教育委員会の対応を検証すること、あるいは事件発生後の学校や教育委員会の対応方針を改めて検討すること、あるいは、これは少し時間たつてやるかもしれないんですけど、その他、当該学校あるいは自治体全体としての再発防止策の検討や立案について議論する、

あるいは首長の再調査の必要性の判断などについてこの会議を活用することができるというふうにされているところでございます。

まさに、先ほどから申し上げております実際のじめの事件が起きた場合に、これ、いじめの法律が施行後なんですけれども、まだ残念ながら、どういう残念な対応がなされているかについて少し御紹介をさせていただきます。

済みません、三つ資料を配らせていただいております、左上に国の基本方針というふうに記させていただきます。資料(5)というのを、ちよつと裏表のコピーで見にくくて恐縮でございますけど、ページの右上に資料(5)と、縦の右上にございますけれども、御覧いただけますでしょうか。

これは、今日、今まさに傍聴をいただいております大津の自死事件の御遺族の方が、私が決算委員会でのいじめの法律の施行状況について質疑をさせていただきますときに、私が審議の参考に委員会に出せるようにということで私に出していただいた報告の文書でございます。

内容について少しかいつまんで御説明をさせていただきますけれども、上の下線を引いてあるところの真ん中ですけれども、残念ながら、学校や教育委員会においては、法律、基本方針、これは国の基本方針に沿った適切な対応がなされていない

いのが現状ですと。

その次の、二十八条の重大事態の対処のためのガイドラインの制定をというところの下線部分ですけれども、重大事態の対処を定めるいじめ防止対策推進法二十八条等の解釈を恣意的に歪曲した対応が学校や教育委員会においてなされていますと。

下の下線でございますけど、親の知る権利を實現するための法的な説明責任であるはずの情報も開示されず、被害者から見ても公平、公正、中立、独立性が担保されたと言える第三者委員会、これ教育委員会に設置される附属機関ですけれども、弁護士などが参加するはずの、そうしたものの設置もままならない状況であると。

その下に具体的な、いじめの法律、また国の基本方針を作っていた後のケースを書いているところでございます。

〔理事石井浩郎君退席、委員長着席〕

山形県のケースでございますけれども、教育委員会がアンケートの開示を拒んで、また先ほどから御紹介を申し上げます、遺族に寄り添った、あるいはその意向に真摯に対処する、そうした法律の方針というものを、規範というものを無視して、自らの判断で第三者委員会を設置する。これちなみに市の顧問弁護士が調査委員会のメンバーに入ったそうです。こういうの、やはりなかなか

公平、中立性というものが、にわかにならずに難いということがあろうかと思えます。

また、広島県のケースは先ほど御説明したケースでございます。

あるいは、この奈良県のケースでございますけれども、これ法律の成立前後で起きたものでございますけれども、これは残念ながら首長と教育委員会が同じような考え方の下に、やはり首長の顧問弁護士を委員に入れて、アンケートの開示に応じないというようなことが行われたものでございます。

また、これ法律ができる以前の話ですけれども、鹿児島県のケースでございますけれども、まだアンケートの開示がずっとなされず、開示請求をしたんですけれども及ばず、遺族は訴訟にまで追い込まれているということでございます。

それで、一番最後の二行ですけれども、新法の趣旨にのっとった実効性のある適切な対応がなされるためにも、国において速やかな具体的な実効性のあるガイドラインを策定していただきたいというような報告書が出されているところがございます。

今申し上げましたような教育委員会の残念な対応を是非総合教育会議の仕組みを利用することによって適正あらしめていただきたいというのが、私の今から伺わせていただきたいことでございます。

す。

こうした残念な社会事実を基に、私もいろいろ法律を作り、またこういういじめの法律の逐条解説も実は書かせていただいたんですけれども、そうした中で、こういう事件が起きたときにやらなければいけないということが大体類型化が今されているというふうに認識しております。

例えば、重大事態ですね、自殺等が発生したときに、まずその初動の対応、教育委員会や学校の初動対応が適切になされているか。アンケートの実施というものが適切な方法で適切なタイミングでなされているのか。また、そのアンケートの結果について、被害者遺族について適切な法的説明責任の最大限の全うがなされているのかどうか。

あるいは、その調査機関ですね、二十八条の下で教育委員会に設置される第三者委員会でございますけれども、その委員会の委員の人選、先ほど申し上げましたけれども、適切にそれがなされているのか。適切な意味というのは、被害者から見ても公平、中立、公正などの観点が確保されていなければならないというのがいじめの法律の規範でございます。また、その第三者委員会の設置者運営の要綱の策定について、あとさつき申し上げた委員会の委員のメンバーの人選もですけれども、被害者への説明責任やあるいは意向の把握、あるいはその尊重というものが適切になされているの

か。

あるいは、実際、この委員会を動かすに当たりまして、残念ながら隠蔽をちゃんと防ぎ、かつ委員会の適正な調査を遂行することを確保しなければいけません。やっぱりそれに当たりましては、まずは被害者から見たときに、あるいは保護者、あるいは遺族の方から見たときに、どういう事件だったと認識しているのか、そういう被害者の方々のその意見というものをしっかりと把握をしていくということ。

あと、これ大津の御遺族の方も最も強調されておりまして、教育委員会や学校が持っている情報を二十八条の教育委員会の附属機関に必ず、まあ当たり前なんですけど、これやらなかったら明確な法律違反ですけれども、二十八条違反ですけれども、提供をします。当たり前のことなんですけれども、そういう情報の提供をもう必ずやるんだということをしっかりとこの総合教育会議の、事件があつてすぐ招集されるその会議の中でそういう運用方針を確認していただく必要があるかというふうに思います。

さらに、教育委員会や学校が持っている情報で二十八条の組織に提供するだけではなくて、先ほど申し上げました被害者遺族に対する説明責任も最大限に全うしていただかなければいけませんので、やはりそうした資料も、これ先ほど石橋委員

が質問されていたことでもございますけれども、これもやはりそういう被害者サイドに適切に提供していただくということでもございます。

大津の御遺族が御自身の御息様の事件で裁判をなさいまして、これは教育委員会の対応が不適切であったということについての裁判であったわけでございますけれども、結果、教育委員会は敗訴しまして、上訴をいたしませんでした。判決、確定しております。

そこでの判決の内容でございますけれども、遺族が子の自殺の原因を調査することは、子が自殺した親の心情としては理解しているところであり、遺族への情報開示に当たっては、遺族の子の自殺の原因を調査したいという希望について一定の配慮を行う必要があると。具体的には、安易に全てを開示とするのではなくて、調査と関係のない第三者への情報提供を行わないとするような条件を付した上で、つまり、あらゆる限りの工夫をしるということですが、あらゆる限りの積極的な工夫をした上で、その情報の開示、最大限の情報の提供、説明責任の全うをするということをしなればいけない。

あるいは、個人情報保護条例の運用に当たつても、全て駄目ではなくて、もう今申し上げたような、あらゆる工夫をしてもなお無理だというもの以外は出す、つまり、あらゆる工夫をしても出せ

ないものを限定すべき注意義務、これ法律上の注意義務です、これをしなかつたら、これは確定裁判ですから、一般的にも違法を帯びるというふうには私は理解させていただきましても、まあ、そういう理解で当然だと思えますけれども。

あるいは、石橋議員がおっしゃっていたことで、すけれども、そもそもどういう情報を教育委員会が、学校が持っているのか、それをまずはその当事者に、もう隠さずに明らかにする義務があるというふうには判示されているところでございます。

私も、立法者としてこの判決の考え方は、もう本法の趣旨に照らして正当なものであり、むしろ当然のものであるというふうに考えておりますし、そういうことを逐条解説にも書かせていただいておりますけれども、こうした、しっかりとした今までの、なぜこうした立法を行わなきゃいけないのか。もちろん、いじめの対策だけでもないし、被害者のためだけの法制度改革ではございませんけれども、一つの重要な立法事実であるということでもございますので、であれば、こうしたことが起きないように総合教育会議のその運営方針というものを、しっかりと首長と教育長で議論をして、確認をして、かつ、それを当事者にも説明をする、もちろん、公表もされるわけですから、していただきたいと思えます。

今申し上げます、その事件が発生したときの

対応と、あと二十八条の調査が始まった場合にも、ちゃんと資料が適切にその二十八条組織に提出されているのか、あるいは被害者に対して適時適切なタイミングでそういう説明責任が全うされているのかどうか、あるいはその調査が完了した場合に、その調査が適切なものであったのか、あるいは首長の再調査ですね、再調査をするに当たってのその判断でございませうけれども、例えば、総合教育会議の運用において、二十八条組織の中でそれに参画した弁護士の方ですとか学者の方ですとか、そういう方々をヒアリング、この法律の第一条の四の第五項に、学識経験あるいは関係者を意見聴取ができるようになっておりますから、そうしたことをやっていただく。あるいはその当事者ですね、その被害者の、あるいはその遺族の当事者の方をヒアリングに呼んでいただく。あるいは、なお十全にやるために、調査に関わっていない第三者有識者をこの第五項の規定に基づいて呼ぶ。そのようなことにして、二十八条の調査の適正性あるいは首長による再調査の判断の適正を確保する。

以上、申し上げましたようなことについて、総合教育会議では当然議論はできるし、当然こういうことをそれぞれの事案対処の方針として定めることができるという理解でよろしいでしょうか。文科省、お願いいたします。

○政府参考人（義本博司君） 答えいたします。いじめ防止対策推進法に基づきまして、自治体あるいは学校を含めまして適切な対応がなされるように総合教育会議において協議を行っていくというのには一定の意義があると思っております。

委員御指摘の、例えば、アンケートの実施等、初動対応が適切になされているか。あるいは、いじめ防止対策推進法二十八条一項に定める組織による調査を行うための組織設置に向けた対応や、あるいは当該組織の運用状況について適切になされているか。あるいは、被害者遺族への適切な情報の提供がなされているか等について協議することとは考えられたことでございます。

○小西洋之君 重立ったものを挙げていただきましたけれども、当然、さつき二十八条、三十条は全部取組は協議対象というふうにおっしゃっていただいておりますので、当然協議できて、しっかりとそうしたことを確認しながら進めていただきたいというふうに考えます。

済みません、ちょっと時間が迫ってまいりましたので、少し私の方で申し上げさせていただきますけれども、先ほど奈良県の例で、残念ながら首長、あと教育委員会が両方とも、これ結果は実は文科省の指導によってこの奈良県のケースは委員のメンバーが替わったんですけれども、私もお手伝いさせていただいたんですけれども、なので文

科省から見ても間違っていた対応なんですけど、つまり首長も教育委員会も間違ってしまう場合があるわけでございます。こうした場合には、やはり遺族の、当事者の意向をもって、さっきの第五項で、本当に首長や教育委員会のやっていることが正しいのかどうか、そういう学識経験者あるいは関係者からのヒアリングをするというようなことをちゃんとやっていたいただきたいと思えます。

あともう一つ、この総合教育会議の活用の仕方なんですけれども、重大事態が起きたときに調査をするわけなんですけれども、大津市の例を見ますと、有名な教育評論家の尾木先生や有名な弁護士の方々が参画されておりますけれども、あの方々が個別のデータを全部見て調査、それに近いことをやられたそうなんですけれども、ただそれを全部やり切るといえるのはやはり難しゅうございます。そうすると、どういふことかと申しますと、その調査委員会は要るんですけれども、その委員会を支える調査の事務スタッフ、これは若手の弁護士ですとかそういう方がなるようなケースが多いらしいんですけれども、そういう方々も必要だと。すると、当然予算が必要になりますので、まさにそうしたことをこの総合教育会議の中で首長と教育委員会の方でしっかりと議論をしていただきたいということをお願いをさせていただきます。

あともう一つ、今回の法改正、仮に国会で成立

した場合ですけれども、それ以前に起きた事件についても当然この会議の対象になるというふうに理解してよろしいでしょうか。イエス、ノーだけで、済みません、お願いいたします、結論だけで。

○政府参考人（義本博司君） 今御指摘いただきました法施行前に発生した事案につきましても、以前に発生した事案について、例えば施行後において教育委員会が本来なすべき措置がなされていないことによりまして児童生徒等の生命、身体に現に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれが継続している場合には、総合教育会議の協議、調整の対象になると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

実は、いじめの法律も過去の事案についての直接の適用規定はないんですけれども、さっきこの法律の図の三ページ目を御覧いただきますと、左上の下線の部分ですけど、実は今御答弁いただいたものと全く同じ考えで、過去の事案についても適用の対象になるというふうにしてあるところがございます。起きた事件について子供の尊厳の回復がまだ図れていない、あるいはそれに基づく再発防止策がなされていない場合は当然に対応になると。なので、先ほどの鹿児島ケースですね、鹿児島ケースなどはまさに議論しようと思えばできるわけですので、そうした取組についても、文科省も、強力な指導権限は持つておりますけれども、

ども、それは別として一般の行政指導の範囲でも引き続きしっかりと対処をお願いしたいというふうに思います。

では、次に移らせていただきます。

今伺わせていただいたことでございますけれども、この総合教育会議の仕組みを使ってより実効的ないじめの法律の運用を、特に今まで残念ながら十分法律施行後もうまく適正に執行できていなかった部分が改善が得られるのではないかというようなことを確認をさせていただきました。

ただ、そもそも大事なことは、やはり教育委員会がしっかりと機能することでありまして。

このいじめについては、実は、このポンチ絵の絵を見ていただきたいんですけども、この左側のこの図が教育委員会の図なんですけれども、教育委員会の中にいじめ対策の附属機関というのが置かれることになっております。これは何かといいますと、先ほどから申し上げております二十八条のときにこの教育委員会に置かれるのは、それはアドホックな、重大事態が起きたときのアドホックなものなんですけれども、それではない常設機関でございます。つまり、二十八条の重大事態が起きたときにその対処をすぐできるものでもあり、あるいは常日頃からその地域のいじめの防止と早期発見と事案対処を適切にあらしめるためのそういう附属機関というものが置ける

ことになっております。下村大臣にお作りいただいた国の基本方針におきましても、この十四条の三項の教育委員会に置く常設の附属機関なんですけれども、非常にその意義を強調をさせていただいているところがございます。

この十四条の三項でございますけれども、一般の決算委員会で私、参考人にもお願いしました日本弁護士連合会、日弁連の子どもの権利委員会の幹事であり、いじめ問題対策PTの座長をされている村山先生という方から答弁をいただきまして、国の基本方針で、専門家の参画を求めるときは弁護士会等の職能団体に推薦を求めて、公平性、中立性を確保するように努めることとされていることとの関係で弁護士会に推薦依頼が来るであろうというところについて、法の趣旨や国の基本方針の内容の解説を添えて、全国の各弁護士会にそのための体制を整えておくように要請をしている。私も同うと、全国の各地域でこの取組を、つまり各教育委員会の附属機関に弁護士の先生、子供の権利の問題や救済の問題について理解あるいは経験のある方を今用意をさせていただいているようでございます。

ですので、文科省に伺いますけれども、そもそもこの教育委員会会議にかからないように、あるいはかかったときも、教育委員会もあるいは首長もそのいじめの事件について適切な事実関係の把握

握をしないといけませんので、そうすると、やはりこの附属機関による調査、確認というのがもう当然の前提になりますので、そうしたことも踏まえてこの十四条の三項の設置というものをどンドンやっていただきたいと、それについて文科省も全力でサポートをしていくと。もうむしろ国の基本方針では設置していただかなければいけないぐらゐの書きぶりになっているんですけれども、そうした理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人（義本博司君） お答えいたします。いじめ防止対策推進法第十四条三項の機関につきましては、法律の立て付けとしてはできるということでございまして、必置ではございませんがこの組織自身が日常的な地域におきますいじめの予防ですとか早期発見等について実効性あらせるような取組をしていくというその重要性に鑑みまして、国の基本方針につきましてはその設置が望ましいという形でその考え方を明らかにしているところでございます。

○小西洋之君 関連で、この十四条の三項の附属機関の設置については、この総合教育会議の第一号ですね、重点的に講ずべき施策としても取り上げることができるという理解でよろしいでしょうか、別に排除されていないと。

○政府参考人（義本博司君） 御指摘のとおり、総合教育会議におきましては、いじめの早期発見、

再発防止等について協議、調整を行う場合につきましては、防止等のための対策を実効的に行うための当該附属機関、すなわち十四条三項の組織でございませけれども、その適切な設置と運営につきましても総合教育会議において議論することはあり得ると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。では、続けて、もう一つの大切な取組、今いじめが起きた後の話を中心に申し上げておりましたけれども、いじめは予防と早期発見をすること、わけてもその予防が一番大事でございまして。

いじめの法律なんですけれども、予防と早期発見についても、世界一の仕組みなんですけれども、つくっております、この学校の箱なんですけれども、全ての学校に複数の教職員あるいは外部の方も参画するいじめのチームを設置して、子供たちから見ると一番身近な学級担任を始めとする先生方が学校総掛かりで、大人挙げていじめの予防を子供たちと一緒にやっていると。そうした委員会の存在自体が防止にもなるし、あるいはそうした委員会の活動が子供たちから見て信頼、相談の窓口になるであろうというような方針でございまして。また、その上に、全ての学校でいじめの予防のプログラムを作っていたと。これは何か。A4の紙一、二枚とかいうものではございませんで、その後具体的に群馬の高崎市の資料を付けさせ

ていただいておりますけれども、あっ、失礼しました、これ別の組の方でございませけれども、国の基本方針の方の組でございませけれども、これは全ての学校教育課程を通じた体系的かつ計画的な一年間を通じたプログラムを作っていたと。これによって、単に一人一人の子供たちの情操や道徳心だけに期待するのではなくて、いじめが起きにくい、いじめが起これにくい学級をつくっていくということでございます。

これについて、資料（3）、この国の基本方針と書かせていただいた紙の資料（3）の中で、これもいじめの御遺族でございますけれども、ジェントルハートの小森さんという方が、ちゃんとした国の、今申し上げました学校の中のチーム、あるいは学校のプログラムをやってほしいというようなことを書いております。

文科省、ちよつと簡潔で結構なんですけれども、こうしたいじめの予防ですね、早期発見、事案対処も兼ねますけれども、こうした法律で言うところの二十二条のチームや十三条のプログラム、こういう策定についてもこの総合教育会議の第一号の議題として該当すると理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人（義本博司君） お答え申し上げます。

総合教育会議の協議調整事項につきましては、

今御議論いただきました一条の四の第一項の第二号の緊急の場合だけでなく、第一号の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策についても該当するところでございます。

その中で、例えば日常的な早期発見あるいは予防、あるいはその取組ということにつきまして、例えばでございますが、地方のいじめ防止基本方針、あるいはそれに基づきまして地域の所管の学校自身が計画的あるいは体系的にプログラムを作ったりとか、あるいは学校において組織的な対応を行うということができるようなことをしていくということにつきまして、重点的に講ずべき施策として総合教育会議において協議され、重大事案の未然の防止にも資するものと考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

済みません。ちよつと時間が押してしまいました。

大臣に伺わせていただきます。

今、いじめの対策を中心に伺いましたけれども、先ほど石橋議員の御質問にありましたけれども、教育の政治的中立性の確保、そのためにもまずは教育委員会にしっかり本来の機能を發揮していただく。よく指摘される例で福岡県の春日市の例などがございすけれども、そうした優れた先進例

を基に文科省で有識者会議などを開いていただいて、教育委員会というのは本来こういう活用の方が、もちろん地域の事情に応じますけれども、あるんだと。本来のその機能を發揮していただく、ただし、それは教育委員会が本来の目的を發揮すると同時に、それこそが政治的中立性を、つまり制度の趣旨を担保するためだという方向性でお願いしたいと思うんですけれども、こうした先進例について文科省で議論をして一定のものを示す、ガイドラインなりを示す、そうしたお考えはございますでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 教育活動を充実させるということにおいて、教育委員会の自主性や現場の創意工夫を生かす教育が展開されること、これは御指摘のように大変重要だと思えます。

地域の多様な意向が反映されるよう教育委員会の活性化を図ることについては国も協力をしていきたいと思えますし、研修会等を通じた好事例の周知によりまして教育委員会活性化の取組を促すような、ガイドラインという話がありました。が、国としても、いい事例については是非全国の教育委員会に対して周知をするようにしてまいりたいと思えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

下村大臣の下で、いじめの対策あるいは教育委員会制度の改革について、適正な改革について取

り組んでいただきたいと思えます。

最後に、解釈改憲問題について一言申し上げます。最後まで、解釈改憲問題について一言申し上げます。安倍総理を相手に頑張らせていただくつもりでありますけれども、日本語が日本語である限り、あるいは世の中に論理がある限り、憲法九条から、どんなに頑張っても集団的自衛権の行使は読み取れないというのが政府の解釈でございます。これをやっしてしまうと、しかも国会の議論もせずに閣議決定だけでやっってしまうと、これはもう法治国家について恐ろしいことでございます。それは同時に、そういう法治国家に対する、世の中の法規範に対する考え方、あるいは子供の道徳に対する考え方、つまり、国民の命が関わる問題でございますので、それをこういう考え方、こういう手続でやっってしまうのか。これ教育の在り方についても非常に重要な問題でございますので、安倍内閣の重要な閣僚であられる下村大臣におかれましては、どうか安倍総理をいさめる、閣議決定を止めるということをよろしくお願い申し上げます。

○委員長（丸山和也君） 時間です。お願いいたします。

○小西洋之君 質疑の機会をありがとうございます。

○委員長（丸山和也君） 午後一時三十分には再開することとし、休憩いたします。